大井川文化会館舞台設備等操作業務仕様書

この仕様書は、大井川文化会館ホールの舞台設備、舞台音響設備、舞台照明設備等の操作が安全かつ効率的に行われ、舞台進行の安全が図られ、大井川文化会館の設置目的である市民の芸術文化の振興を図るとともに福祉の増進に寄与することが達成されるように委託業務の実施に必要な事項を定めたものである。

契約履行期間　2024年４月１日から2029年３月31日

１　委託業務の実施人数及び勤務時間

（１）　実施人数

ア　受託者（以下「乙」という。）は委託業務を行うため大井川文化会館に舞台技術者（実務経験年数５年以上）として標準人員１名を選任し、委託業務に従事させる。

イ　乙が委託業務に従事させようとした人員に不足を生じた場合、または生じる恐れがある場合乙は直ちにその責任において、これを補充しなければならない。

ウ　乙は標準人員を超過して委託業務を行う場合は、委託者（以下「甲」という。）の承諾（委託業務計画書提出時に臨時技術員及び氏名の報告）を得て適正な人員を配置して行なう。

エ　臨時技術員については 年間289人工を基本とする。
臨時技術員の単位は毎年年度末で精査し増減を変更契約するものとする。

（２）　勤務日数

標準人員の勤務日数は月 20 日間を基本とし、繁忙期等において超過した場合は翌月以降に調整することとする。また休館日（月曜日、月曜日が祝日等の場合は翌平日）、年末年始休館日及び甲の指示する日は、委託業務を実施しない日とする。ただし、甲の指示がある場合は、他の日に振り替えるものとする。

（３）　技術者の勤務時間

通常、午前８時 30 分～午後５時 15 分とし、催し物がある場合は、催し物の準備から終了するまでとする。

２　委託業務実施に当っての一般的心得

乙は、委託業務に従事する技術者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

（１）　公の施設であることをわきまえ、声高を慎み、静粛にて大井川文化会館の品位を傷つけないよう言動に注意しなければならない。

（２）　来館者に対して親切丁寧を旨とした対応をし、不親切の念を与えないよう注意しなければならない。

（３）　業務上に関連する法令等を厳守しなければならない。

（４）　火災、盗難、事故等の防止に努めなければならない。

（５）　火災、その他異常事態発生の際は、直ちに消火活動等を行うものとする。また、復旧作業等を行う際は、全面的に協力しなければならない。

（６）　地震警戒宣言又は、地震等の災害発生時においては、大井川文化会館消防計画および地震防災マニュアルに従い、行動しなければならない。

（７）　業務上知り得た、甲及び他の秘密事項は、第三者に漏洩してはならない。

3　舞台技術者の責務

（1）　舞台技術者として委託業務を総括する。

（2）　舞台技術者及び臨時技術員の業務区分を定め、その区分を甲に報告すること。

（3）　出勤時は、甲の定める時間に甲の職員と事務連絡を行い、その指示に従うこと。

（4）　舞台技術者及び臨時技術員の出退勤について、正確に記録簿に記録すること。

（5）　委託業務の実施上、突発的に業務を処理する必要のあるときは、これに即応できるよう常に、全臨時技術員の所在を把握しておくこと。

（6）　甲の指示する事項を全臨時技術員に周知徹底させるとともに、直ちにこれを実施すること。

（7）　業務日誌を作成し、毎日甲に提出すること。

4　業務内容

（1）　照明・音響・舞台関係

ア　設備及び機械類の使用時における操作、配置、格納等と不使用時における整備、管理、簡易修繕等

イ　備品、消耗品類の使用時における配置、格納等と不使用時における整備、管理、簡易修繕等

ウ　専門業者による定期保守点検及び修繕等の立会い

エ　機材持込時の搬入及び準備・本番・撤収時の安全管理

オ　客席、ホワイエ、楽屋等の管理に関して使用者の指導監視し安全管理に努める。

カ　上記に付帯する一切の業務

（2）　事前打合せ関係

ア　使用者との事前打合せを必ず行うこと。

イ　使用者に必要な助言を与え、使用者との打合せに基づく打合せ表の作成。

（3）　その他、甲が別に指示する業務

5　委託業務の引継ぎ

（1）　乙は契約開始日より円滑に業務を遂行するため、甲と協議し前の受託者から業務の引継ぎを受けるものとする。

（2）　乙は契約の満了時または契約の解除があった時は、次の受託者が適正な管理業務が行えるまで、乙は無償で対応するものとする。

6　損害賠償

（1）　乙は、委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害についての責めを負うものとする。

（2）　委託業務の実施に当たり、乙又は乙の技術者に損害を生じても甲は、その責任を負わない。

7　この仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、甲・乙双方で協議の上処理するものとする。